

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として、若年・青年層の課題としてイメージされてきたが、近年、ひきこもりは長期化、高齢化する傾向にある。昨年3月、政府が公表した生活状況に関する調査においては、40歳から64歳までのひきこもり状態にある者が推計61万人で、15歳から39歳までのひきこもり状態にある者の推計54万人を上回る結果となり、今や、ひきこもりは就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題となってきた。

これまで政府は、「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター」をはじめとする支援に携わる人材の養成研修など様々な取り組みを行ってきた。しかし、ひきこもりの長期化や高齢化が進行し、中高年のひきこもりが、個人やその家族だけの問題にとどまらない、社会全体で受け止めるべき重要な問題となっている現状においては、早期に実効性のある支援と対策を講ずる必要がある。

よって、政府においては、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 自立相談支援の機能を強化するため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員（仮称）を配置し、初期のつながりの確保から自立までの一貫した支援を行うこと。また、そのための財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりに適した支援の充実を図るため、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保すること。加えて、家族に対する相談や講習会の開催などの取り組みを促進するとともに、中高年のひきこもり専用相談窓口の設置を支援すること。
- 3 地域共生社会の実現に向けて、「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や社会とのつながりをつなぎ戻していく「伴走型支援」を実施するとともに、制度ごとに設けられている各種支援機関が連携をさらに深め、一体的かつ包括的な実施に向けた検討を加速化させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員